(イ)　(ア)によつてもなお(H)の比率を合算した比率に(I)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が５分の４を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の１未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の１以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。

(注10)　(I)の欄は、１から(G)の比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア)　(G)の比率が２分の１を超える場合は、(I)に０と記載すること。

(イ)　一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、１から当該一の日本法人に係る(G)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の２分の１を超える議決権を有する場合は、０と記載すること。

(注11)　(E)及び(G)から(I)までの欄は、小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載すること。

(注12)　備考の欄は、イの（注７）(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。また、施行規則第６条の３の２第３項から第６項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注13)　(J)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第５条第１項第２号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注14)　(K)及び(L)の欄は、法第５条第１項第２号及び第３号に掲げる者に該当しない法人又は団体（地方公共団体を含む。）を記載すること。

(注15)　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(イ)　申請者が上場会社等である場合

区　分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(G)(%)(I)	備考
							氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)			